

# 県広域社会福祉団体助成要項

【対象事業年度:令和6年度】

## 1 目的

新潟県の全域で福祉の向上等を目的として活動する団体を支援するために助成する。

## 2 対象団体

社会福祉の向上を目的とする団体又は更生保護事業を実施する団体で、全県的な組織(政令市を区域とする組織を含む。)であるもの

## 3 対象事業

対象団体が実施する次の事業で、共同募金による助成が適当と認められるもの

- ① 構成員等の資質向上を目的とした研修会や講演会等の開催
- ② 大会(ブロック大会等を含む。)の開催
- ③ 交流会、フォーラム、作品展等の開催
- ④ その他、助成事業として相当の効果があると認められる事業

## 4 対象事業年度

令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施する事業)

## 5 助成基準等

- ① 助成額 事業費のうち助成が適当と認められる範囲内の額
- ② 助成率 事業費(対象外経費を除く。)の80%以内

## 6 対象外経費

- ① 団体の運営費(人件費、会議費、事務所の賃料・光熱水費など)
- ② 大会や研修会等に参加するための旅費及び参加費
- ③ 主として構成員等に配布する機関誌や広報誌の作成費
- ④ 他団体又は下部組織への助成事業に要する経費
- ⑤ 事業のほとんど全てを他団体に委託して実施する事業に要する経費
- ⑥ 団体の役職員に対する謝礼
- ⑦ その他、助成対象経費として適当と認められない経費

## 7 留意事項

継続して申請できるが、事業効果等を評価し3年に一度程度見直しを行う。

## 8 応募方法及び助成決定

- ① 所定の申請書、添付書類を社会福祉法人新潟県共同募金会に提出
- ② 申請締切 令和5年5月22日(月)※当日の消印有効
- ③ 助成決定 申請内容を審査のうえ令和6年3月開催の理事会で決定

## 9 その他

助成を受けたときは、当会が指定する助成明示を行うことを条件とする。

## 10 問い合わせ先

社会福祉法人新潟県共同募金会

〒950-0994 新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3階

TEL 025-281-5532 FAX 025-281-5533

ホームページ <http://www.akaihane-niigata.or.jp/>